

退職所得の源泉徴収票・特別徴収票についてのご案内

令和7年度税制改正に伴い、令和8年度より「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の様式が変更となるため、令和8年1月1日以降に支払う退職金について新様式にて発行させていただきます。

共助会では様式変更のみの対応となりますので、今回の改正についての詳細は税務署等でご確認のうえ、各施設・団体様での対応をお願い申し上げます。

旧様式

令和7年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票					
支払を受ける者	住所又は居所				
	令和7年 1月1日の住所				
	氏名 (役職名)				
区分		支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額	
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分		千円	千円	千円	千円
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分					
所得税法第201条第3項並びに地方 税法第50条の6第2項及び第328条 の6第2項適用分					
退職所得控除額	勤続年数	就職年月日	退職年月日		
(摘要)					
支払者	住所(居所) 又は所在地				
	氏名又は名称				

新様式

新様式では「番号」欄が新設されています。

令和 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票					
支払を受ける者	住所又は居所				
	令和 年 1月1日の住所				
	氏名 (役職名)				
区分		番号	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分			千円	千円	千円
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分					
所得税法第201条第3項並びに地方 税法第50条の6第2項及び第328条 の6第2項適用分					
退職所得控除額	勤続年数	就職年月日	退職年月日		
(摘要)					
支払者	住所(居所) 又は所在地				
	氏名又は 名称				